

叔済スベキ事實又ハ會員ノ本場同違背事實ヲ認メタル時ハ直ニ理事又ハ會長ニ提案シ其他本會ノ健全ナル發達ニ努力シ理事又ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ニ從事スベシ

第廿四條

幹事ハ滿二十五才以上ノ男會員ニシテ滿三ケ年以上勤續シ過去三年内ニ減給以上ノ處分ヲ受ケシ事ナキ者タルヲ要ス幹事ノ選舉ヲナス事ヲ得ル會員ハ滿二十才以上ニシテ滿一ケ年以上ノ勤續者タルヲ要ス

幹事ノ選舉期日及選舉方法等ハ別ニ之ヲ定ム

幹事ノ任期ハ滿一ケ年トス但再任再選ヲ妨ゲズ

第廿五條

幹事ハ左ノ各項ノ一ニ該當スル時ハ其資格ヲ喪失ス

- (一) 當會社ヲ退職シタルトキ
- (二) 休業三ケ月以上ニ亘リタルトキ
- (三) 本規則ニ違背シタルトキ
- (四) 懲戒處分ヲ受ケタルトキ